



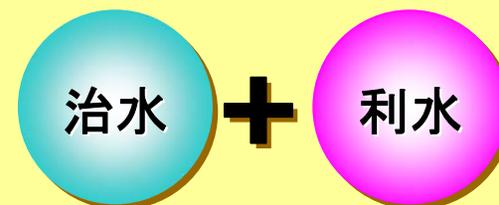
河川整備基本方針・河川整備計画について
(新しい河川整備の計画制度)

◆ 河川法改正の流れ

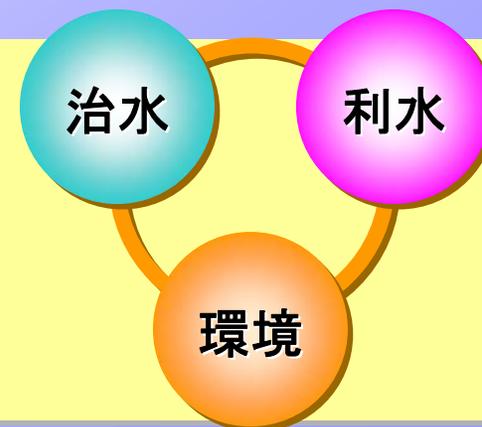
明治29年(1896年)
→ 近代河川法の誕生



昭和39年(1964年)
→ 治水・利水の体系的な制度の整備
・水系一貫管理制度の導入
・利水関係規定の整備

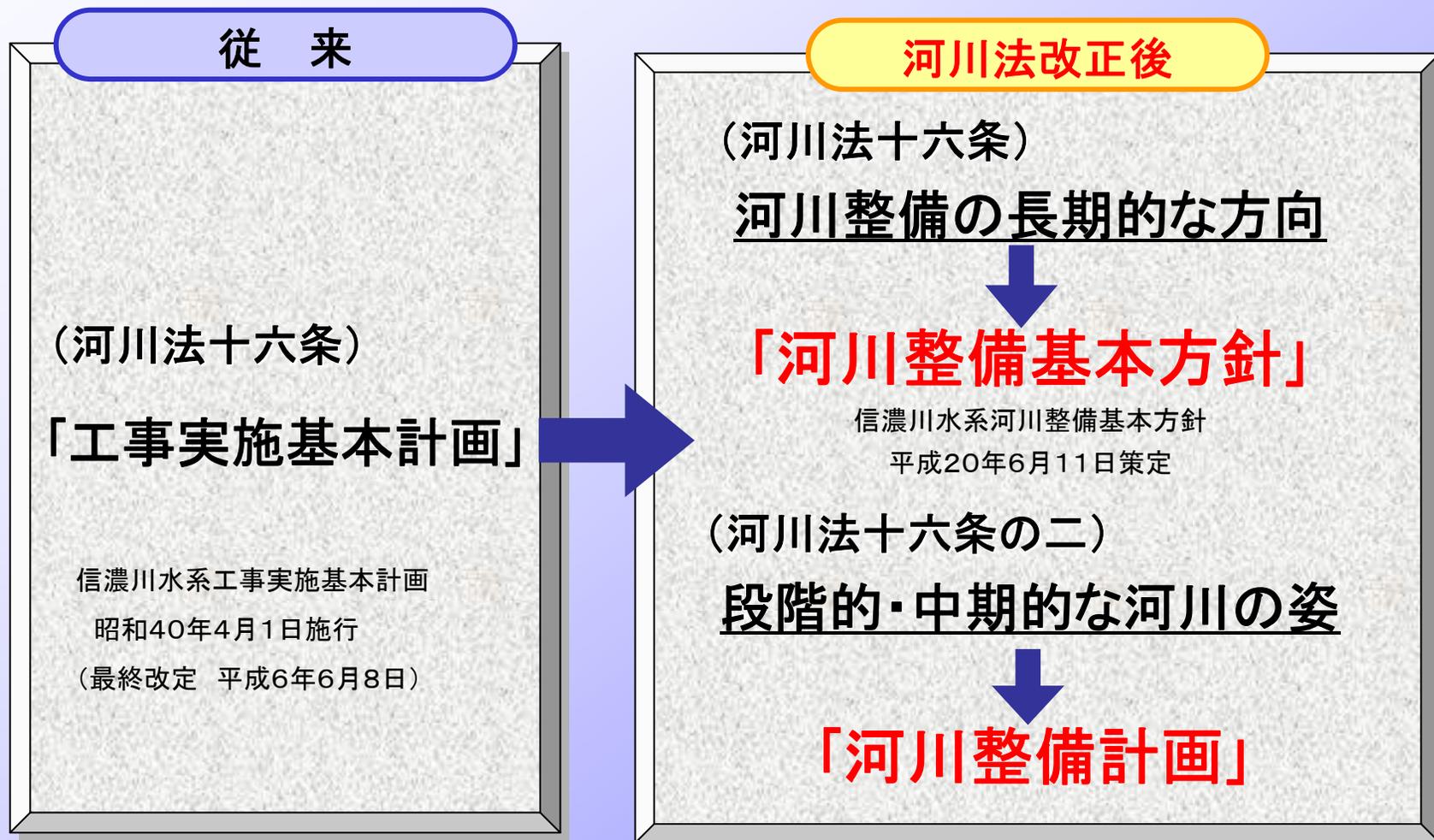


平成9年(1997年)
→ 治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備
・河川環境の整備と保全
・地域の意見を反映した
河川整備の計画制度の導入



◆ 河川法改正の流れ

河川整備基本方針および河川整備計画の位置付け



◆ 新たに加わった計画

河川整備基本方針（長期的な基本計画）

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- **河川環境の整備と保全**

2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項

- 基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
- 主要な地点の計画高水流量
- 主要な地点の流水の正常な機能を維持するために必要な流量

河川整備計画（20～30年の具体的・段階的な計画）

1. 河川整備の目標

- 河川整備計画の対象区間、対象期間
- 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
- 河川環境の整備と保全に関する目標

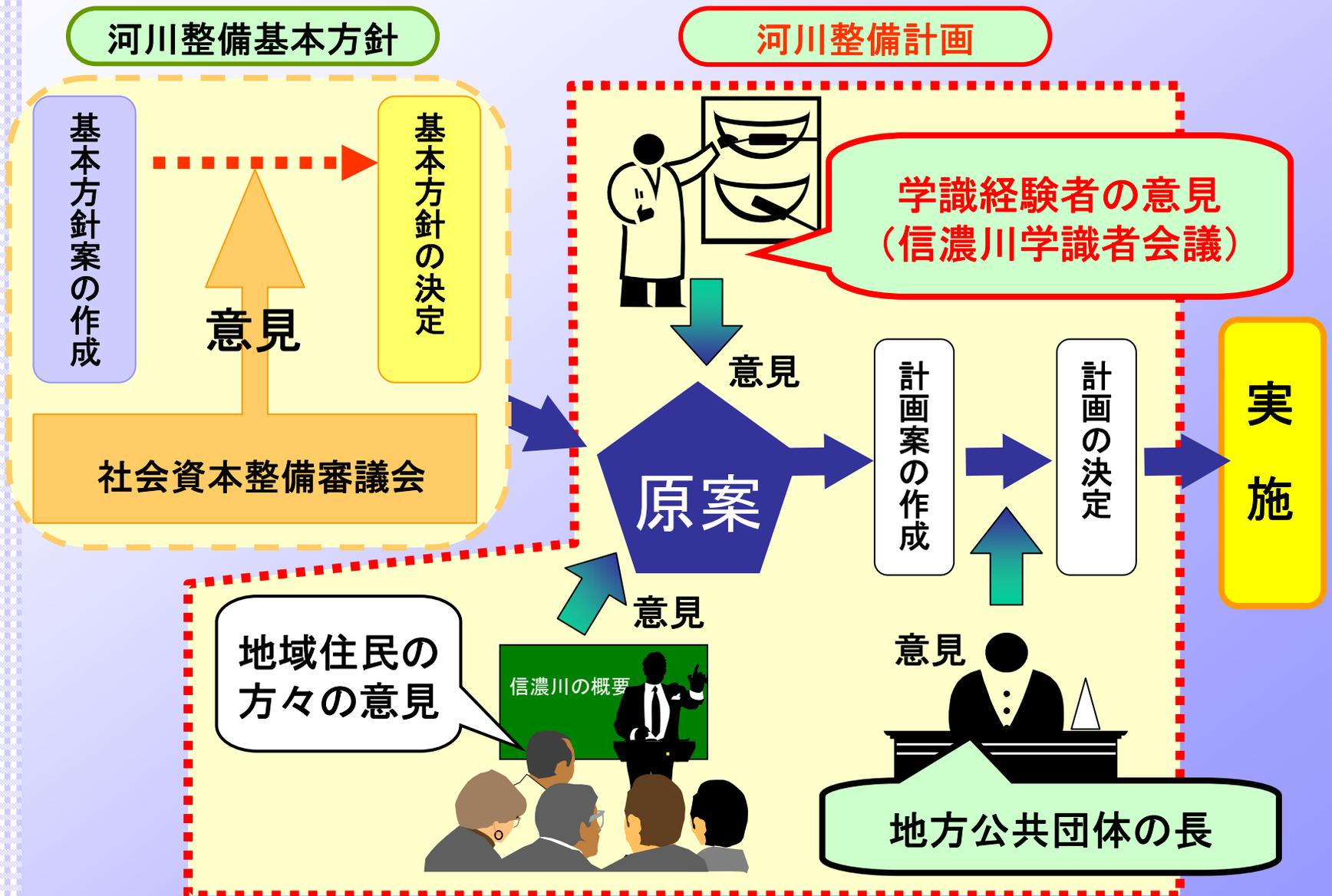
2. 河川工事の実施に関する事項

- 河川工事の目的、種類、施行の場所
- 当該工事による主要な河川管理施設の機能
- 河川の維持の目的、種類、施行の場所

◆ 改正前の計画制度



◆ 新しい計画制度



◆ 「河川整備計画」の策定

河川整備計画に盛り込む内容

【 河川の概要 】

【 河川の現状と課題 】

- 防災
- 河川の利用・活用
- 河川環境

【 河川整備の目標 】……………政令第十条の三第一項

20～30年の整備計画の目標

- 災害の発生の防止
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- 河川環境の整備と保全

【 河川整備の実施内容 】……………政令第十条の三第二項

目標の達成に向けた具体的な対策の内容

- 河川工事の目的、種類、施行の場所
- 当該工事による主要な河川管理施設の機能
- 河川の維持の目的、種類、施行の場所

信濃川水系学識者会議について

信濃川水系学識者会議の位置づけ・役割

●学識者会議の位置づけ

平成9年の河川法改正から、河川整備の長期的な方向性を示す「河川整備基本方針」と具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することとなった。

「河川整備計画」の策定に際しては、「関係地方公共団体の長」、「学識経験者（信濃川水系学識者会議）」、「地域住民」等に意見を頂き、反映させる手続きを導入。

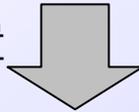
●学識者会議の役割

信濃川水系学識者会議は、信濃川の現状と課題を踏まえて、学識経験者として、信濃川の川づくりについての意見を述べる。

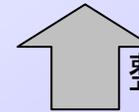
信濃川水系学識者会議の構成、各部会等の審議事項

北陸地方整備局長

設置



整備計画に対する意見



信濃川水系学識者会議

※学識者会議は、「全体調整会議」「上流部会」「中流部会」「下流部会」より構成される

全体調整会議

- ・規約など、学識者会議の運営に関する事項
- ・報告を受けた事項に関し調整を行うとともに、学識者会議としての意見のとりまとめ

検討結果
報告



検討結果
報告



検討結果
報告



上流部会

- ・千曲川河川事務所管理区間の整備に関する事項

中流部会

- ・信濃川河川事務所管理区間の整備に関する事項

下流部会

- ・信濃川下流河川事務所管理区間の整備に関する事項

信濃川水系河川整備計画の策定フロー

河川整備計画策定 着手

住民意見の聴取

- ・懇談会
- ・アンケート (はがき、HP) 等

↓ 意見

↓ 結果の公表

全体会議

規約決定
フロー説明

学識者意見の聴取

部会 → 全体

報告

↓ 意見

↓ 結果の公表

自治体との連絡調整

- ・説明会開催

↓ 意見

↓ 結果の公表

ステップ1

整備計画骨子作成 (河川管理者)

住民意見の聴取

- ・懇談会
- ・アンケート (はがき、HP) 等

↓ 意見

↓ 結果の公表

学識者意見の聴取

部会 → 全体

報告

↓ 意見

↓ 結果の公表

自治体との連絡調整

- ・説明会開催

↓ 意見

↓ 結果の公表

ステップ2

整備計画原案作成 (河川管理者)

【関係住民の意見を反映させるために必要な措置】
(河川法第16条の2第4項)

住民意見の聴取

- ・懇談会
- ・アンケート (はがき、HP) 等
- ・公聴会

↓ 意見

↓ 結果の公表

【河川に関し学識経験を有する者の意見聴取】
(河川法第16条の2第3項)

学識者意見の聴取

部会 → 全体

報告

↓ 意見

↓ 結果の公表

自治体との連絡調整

- ・説明会開催

↓ 意見

↓ 結果の公表

ステップ3

整備計画案作成 (河川管理者)

【関係知事の意見聴取】
(河川法第16条の2第5項)

関係知事への意見聴取

策定

信濃川水系学識者会議の流れ(案)

【河川管理者】

【学識者会議】

